

令和8年4月1日

一般事業主行動計画

社会福祉法人 土佐希望の家

職員が仕事と育児を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 内容

目標 育児をする職員の仕事と家庭の両立を支援する。

対策

- ① 「育児休業制度」をはじめ、現在行っている支援内容の周知を徹底する。(計画期間中)
- ② 育児休業中の職員に「希望の家通信」や「病棟お便り」を送る。(計画期間中)
- ③ 男性の育児休業取得率 80% (計画期間中)
- ④ 時間外労働 15%削減 (計画期間中)

3 参考

現在の支援状況

・妊娠中の配慮

夜間勤務の免除、休憩時間の延長、産前休暇が8週間（法は6週間）

・労働時間の短縮

早出と深夜勤務がセットの場合の労働時間を1時間短縮。

・出産後の配慮

男性職員の産休3日（特別休暇・有給）、保育助成手当の支給。

・育児の配慮

女子職員の育児休業取得100%、育児休業中の代替職員の確保、
男性職員の育児休業取得の促進、育児休業終了後は現職への職場復帰。